

## 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正 及びこれに対する意見募集の実施について 放射線測定信頼性確保の義務化

令和2年4月22日  
原子力規制庁

### 1. 経緯及び概要

国際原子力機関（IAEA）総合規制評価サービスの勧告<sup>注1</sup>を受け、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）における「放射線測定の信頼性確保」について、令和元年度第50回原子力規制委員会（令和元年12月25日開催）において以下の方針で改正を進めることとされた。

#### （1）外部被ばく線量に係る放射線施設に立ち入る者の測定

外部被ばく線量の測定について信頼性を確保するため、ISO/IEC 17025<sup>注2</sup>に基づいて測定を行うこと及び測定について帳簿に記載し、保存することを求める。一時立入者<sup>注3</sup>に対しては、測定に用いる放射線測定器について点検及び校正を行うこと、その点検及び校正に関して帳簿に記載し、保存することを求める。

#### （2）内部被ばく線量に係る放射線施設に立ち入る者及び施設等の放射線の測定

放射線測定器を適切に管理するため、放射線測定器について点検及び校正を一年ごとに適切に組み合わせて行うこと、その点検及び点検に関して帳簿に記載し、保存することを求める。

#### （3）許可届出使用者及び許可廃棄業者（以下「許可届出事業者等」という。）からの状況聴取等

許可届出事業者等からの状況聴取等を行い、施行時期を概定する。

これらを踏まえ、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。）の改正案について、以下のとおり意見募集を進めることとしたい。

### 2. 意見募集の実施

行政手続法の規定に基づき、以下の改正事項に係る別紙の改正案について意見募集を実施する。

#### （1）法第20条測定に係る施行規則に以下の規定を追加（施行規則第20条関係）

- ・外部被ばく線量の測定の信頼性を確保するための措置を講じること。

<sup>注1</sup> 勧告内容：「政府は、規制機関に対し、職業被ばくと公衆被ばくのモニタリング及び一般的な環境モニタリングを行うサービス提供者について許認可又は承認のプロセスの要件を定め、許認可取得者がそれらの要件を満たしていることを確認する権限を与えるべきである。」（参考資料参照）

<sup>注2</sup> ISO/IEC 17025：国際標準化機構／国際電気標準会議 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項（参考資料参照）

<sup>注3</sup> 管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないもの

- ・内部被ばく線量及び施設等の放射線の測定に係る放射線測定器について、点検及び校正を一年ごとに適切に組み合わせて行うこと。
- (2) 法第 25 条記帳義務に係る施行規則に以下の規定を追加（施行規則第 24 条関係）
- ・放射線測定器の点検及び校正に係る事項及び外部被ばく線量の測定に係る措置について記帳すること。

### 3. 施行期日

許可届出事業者等から状況聴取した結果（状況聴取の概要は参考 1 を参照）を受け、測定の信頼性確保への対応のために一定の期間を要すること、また外部被ばく線量は年度の四半期ごとに結果を集計していることを踏まえ、公布後 3 年を経過した後、直近の四半期の始期<sup>注4</sup>から施行する。

### 4. 今後の予定

- |             |                                     |
|-------------|-------------------------------------|
| ・意見募集の実施    | 令和 2 年 4 月 23 日から 5 月 22 日までの 30 日間 |
| ・原子力規制委員会決定 | 令和 2 年 6 月（予定）                      |
| ・公布         | 上記委員会後、速やかに行う                       |
| ・予防規程ガイドの改正 | 令和 2 年第 3 四半期を目途に改正（予定）             |

### 5. その他（別紙及び参考資料）

- |      |  |
|------|--|
| 別紙   | 放射線測定の信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則案                            |
| 参考 1 | 放射線測定の信頼性確保の義務化に向けての被規制者等の対応状況聴取の概要  |
| 参考 2 | 令和元年度第 50 回原子力規制委員会資料 5（放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の改正の方針 - 放射線測定の信頼性確保について - ） |

---

<sup>注4</sup> 4. 今後の予定にあるとおり、決定について委員会にかける時点で令和 2 年 6 月中に公布できることが確実であれば令和 5 年 7 月 1 日施行となり、令和 2 年 7 月以降となる見込みであれば令和 5 年 10 月 1 日施行となる。

原子力規制委員会規則第 号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二十条第一項及び第二項並びに第二十五条第一項から第三項までの規定に基づき、放射線測定信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

放射線測定信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を、別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。
- 二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及

び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

#### 附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

別表 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 管理区域 外部放射線に係る線量が原子力規制委員会が定める線量を超え、空気中の放射性同位元素(放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む)。以下この号、第四号、第十二号及び第十三号、第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第四号及び第五号、第十四条の十において準用する第十四条の九第四号八、第十四条の十一、第十五条第一項第四号及び第十号、第十七条第一項第七号及び第二項、第十八条第一項第一号イ及び第三号、第十八条の三第二項、第十八条の四第八号、第十八条の五、第十八条の六、第十八条の十一第一号イ及び第二号口、第十九条第一項(第十三号二及び第十六号を除く。)、第三項及び第五項第二号、第二十条(第一項第四号口及び八を除く。)、第二十一条第一項第六号、第二十二条第一項第三号、第二十二条の三第一項、第二十四条第一項第一号ㄅ、第四号イ及び第五号、第二十六条第一項第三号及び第七号二並びに第二項第二号、第二十九条第一項第四号、第二十九条の四第一号、第二十九条の七並びに第三十九条第一項において同じ。)の濃度が原子力規制委員会が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める密度を超えるおそれのある場所</p> <p>〔二〕十六 略</p> <p>(測定)</p> <p>第二十条 法第二十条第一項の規定による測定は、次に定めると</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 管理区域 外部放射線に係る線量が原子力規制委員会が定める線量を超え、空気中の放射性同位元素(放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む)。以下この号、第四号、第十二号及び第十三号、第十四条の八において準用する第十四条の七第一項第四号及び第五号、第十四条の十において準用する第十四条の九第四号八、第十四条の十一、第十五条第一項第四号及び第十号、第十七条第一項第七号及び第二項、第十八条第一項第一号イ及び第三号、第十八条の三第二項、第十八条の四第八号、第十八条の五、第十八条の六、第十八条の十一第一号イ及び第二号口、第十九条第一項(第十三号二及び第十六号を除く。)、第三項及び第五項第二号、第二十条(第一項第四号口及び八を除く。)、第二十一条第一項第六号、第二十二条第一項第三号、第二十二条の三第一項、第二十四条第一項第一号ㄅ、第四号イ及び第五号、第二十六条第一項第三号及び第七号二並びに第二項第二号、第二十九条第一項第四号、第二十九条の四第一号、第二十九条の七並びに第三十九条第一項において同じ。)の濃度が原子力規制委員会が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によつて汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める密度を超えるおそれのある場所</p> <p>〔二〕十六 同上</p> <p>(測定)</p> <p>第二十条 「同上」</p>

<p>ころにより行う。</p> <p>「一、四 略」</p> <p>五 第二号の測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み合わせて行うこと。</p> <p>2 法第二十条第二項の放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量及び内部被ばく（人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすることをいう。以下同じ。）による線量について、次に定めるところにより行う。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 第一号の測定の信頼性を確保するための措置を講じること。</p> <p>四 第二号の測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み合わせて行うこと。</p> <p>3 法第二十条第二項の放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次に定めるところにより行う。</p> <p>一 放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこれらの値を算出することができる。</p> <p>二 「略」</p> <p>三 「略」</p> <p>四 測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、一年ごとに、適切に組み合わせて行うこと。</p> <p>4 「略」</p> <p>（放射線障害予防規程）</p> <p>第二十一条 法第二十一条第一項の規定による放射線障害予防規程は、次の事項について定めるものとする。</p> <p>「一、六 略」</p> <p>七 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練（次条及び</p>	<p>「一、四 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>3 法第二十条第二項の放射性同位元素による汚染の状況の測定は、放射線測定器を用い、次に定めるところにより行う。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によつてこの値を算出することができる。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>4 「同上」</p> <p>（放射線障害予防規程）</p> <p>第二十一条 「同上」</p> <p>「一、六 同上」</p> <p>七 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練（次条及び</p>

第二十四条第一項第一号ソ)において単に「教育及び訓練」という。 ) に関すること。

「八十八 略」

「2・3 略」

(放射線障害の防止に関する記帳)

第二十四条 法第二十五条第一項、第二項又は第三項の規定により許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目は、次の各号に定めるところによる。

一 許可届出使用者については、次によるものとする。

「イ」ヨ 略」

列) 第二十条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号

の規定による点検又は校正の年月日、放射線測定器の種類及び型式、方法、結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検又は校正を行った者の氏名又は名称

レ) 第二十条第二項第三号に規定する措置の内容

ソ) 略」

ツ) 略」

二 「略」

三 許可廃棄業者(廃棄物埋設を行う者を除く。)については、次によるものとする。

「イ」ハ 略」

ト 第一号ルからソ)までに掲げる事項

四 廃棄物埋設を行う許可廃棄業者については、次によるものとする。

「イ」ホ 略」

ハ 第一号ルからカ)まで及びタ)からソ)までに掲げる事項(ただし、ル)からワ)までにあつては、埋設した埋設廃棄物に係るものを除く。)

ト 「略」

第二十四条第一項第一号タ)において単に「教育及び訓練」という。 ) に関すること。

「八十八 同上」

「2・3 同上」

(放射線障害の防止に関する記帳)

第二十四条 「同上」

一 「同上」

「イ」ヨ 同上」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

列) 「同上」

レ) 「同上」

二 「同上」

三 「同上」

「イ」ハ 同上」

ト 第一号ルからタ)までに掲げる事項

四 「同上」

「イ」ホ 同上」

ハ 第一号ルからカ)まで及びタ)に掲げる事項(ただし、ル)からワ)までにあつては、埋設した埋設廃棄物に係るものを除く。)

ト 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。	「 2・3 略」	「 2・3 同上」
--------------------	----------	-----------

この規則は、令和 年 月 日から施行する。